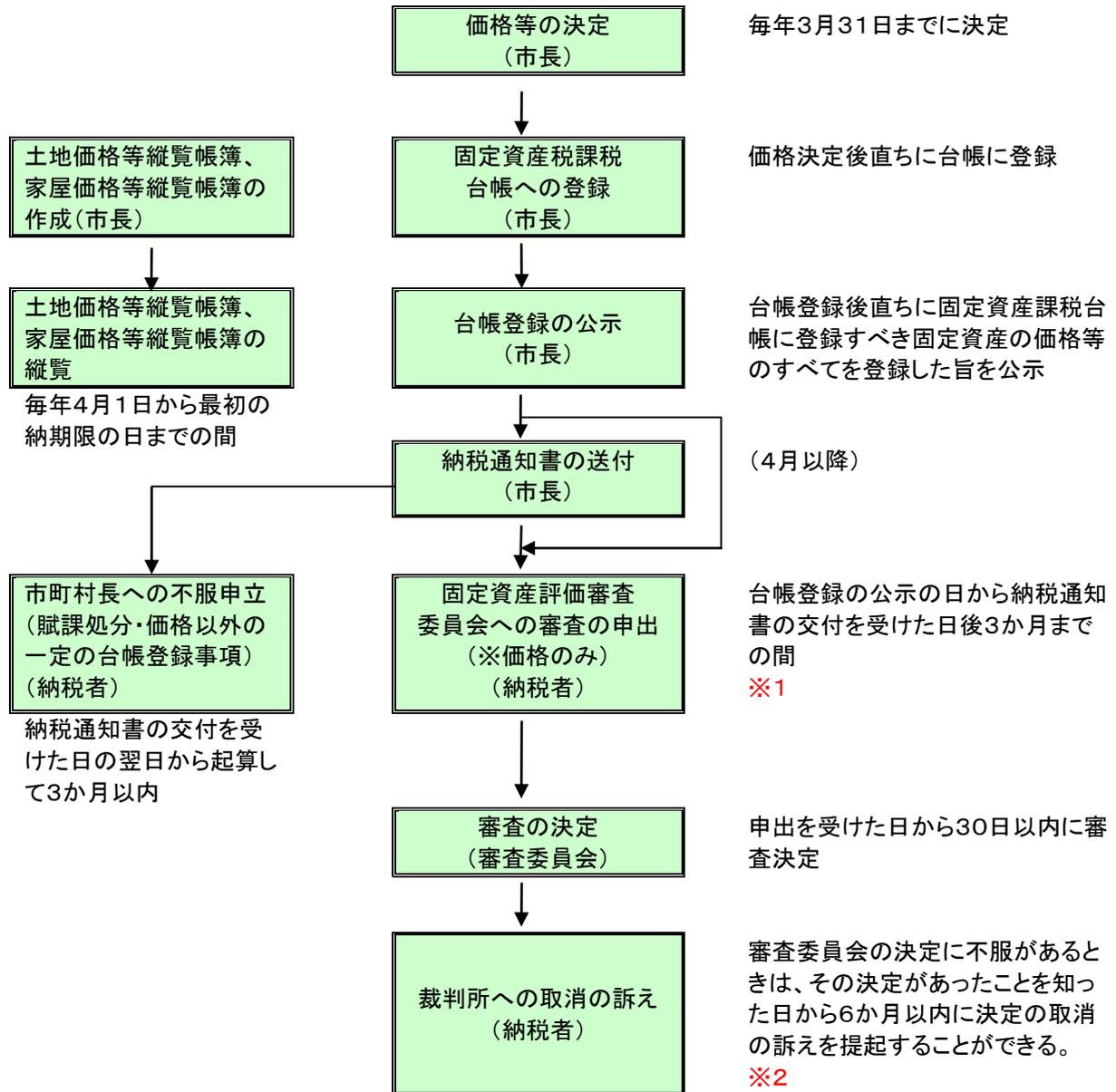


○ 固定資産税の評価における審査の申出制度等のフローチャート



※1 なお、地方税法第417条の場合はその通知を受けた日の翌日から3か月以内が、審査の申出期間となります。

※2 審査の決定を行った固定資産評価審査委員会ではなく、当該審査委員会が所属する市が被告となります。